

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：環境経済部農業振興課 No.005

処 分 名	青年等就農計画の認定
処 分 の 概 要	新たに農業経営に取り組もうとする青年等は、「就農計画」を作成し市町村に提出すると、当該計画が適当である旨の認定を受けることができる。
根拠法令等・条項	農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 農業経営基盤強化促進法施行規則第 15 条の 4
審 査 基 準	<p>1. 対象者は市内において、新たに農業経営を営もうとする青年等又は、農業経営を開始して 5 年以内の青年等。 青年等の範囲は次のとおり。 (1) 青年（原則 18 歳以上 45 歳未満） (2) 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65 歳未満） (3) 上記の者が役員の過半数を占める法人</p> <p>2. 青年等就農計画（以下「就農計画」という。）が農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）に照らして適切なものであること。 農業経営の規模、将来の農業経営の構想、生産方式、経営管理方法、農業従事の態様等の目標が、基本構想で定める基準を実現できる目標となっていること。 (1) 農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（既に農業を主業とする農業者が、効率的かつ安定的な農業経営を行うにあたり目標とする農業所得の 5 割程度、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 250 万円程度） (2) 年間総労働時間が主たる農業従事者 1 人当たり 1,800 時間程度 目標作付面積に対する生産量の整合性や、生産量に対する目標年間農業所得の達成見込み、機械装備計画の妥当性など、専門的知識を要する判断については、農林振興センターに意見聴取をした上で審査を行う。 計画の有効期間は認定の時点から 5 年とする。</p> <p>3. 就農計画の達成される見込みが確実であること。 農業経営の現状、過去の研修・教育経験等を踏まえた生産方式に関わる農業技術の習得度、農業労働力の確保の実現性、生産方式など掲げられた各事項間の整合性等をもとに、総合的に判断し就農計画の達成される見込みが確実であること。</p>
標準処理期間	

設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
申請時期	随時
申請方法	農業振興課窓口への提出
備考	
<p style="text-align: center;">根拠法令及び 関係法令等の抜粋</p>	<p>■農業経営基盤強化促進法</p> <p>第十四条の四 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第一号において「既に農業経営を開始した青年等」という。)を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p> <p>2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 農業経営の開始の時ににおける農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状) 二 農業経営の開始から相当の期間を経過した時ににおける農業経営に関する目標 三 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項 四 第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項 五 その他農林水産省令で定める事項 <p>3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 <p>■農業経営基盤強化促進法施行規則</p> <p>第十五条の四 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。 二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。